# どこよりも家電家具レンタル利用規約

株式会社Wiz（以下「当社」といいます。）は、どこよりも家電家具レンタル利用規約（以下「本利用規約」といいます。）を定め、家具等の商品の定額サブスクリプション・サービス（以下「本サービス」といいます。）を、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）に対し提供します。契約者は、本利用規約をよく読んだうえで本サービスを利用するものとします。

第**1**条（目的）
当社は、契約者に対して、どこよりも家電家具レンタル 利用規約（以下「本利用規約」といいます。）に基づき、家具、インテリアその他の商品を賃貸又は転貸（以下「賃貸」と総称します。）し、契約者は、当社から、これらの商品を賃借又は転借（以下「賃借」又は単に「利用」と総称します。）するものとします。

第**2**条（申込）
1.本サービスの利用希望者（以下「利用希望者」といいます。）は、本利用規約に同意したうえで契約者情報その他利用を希望する商品（以下「本商品」といいます。）に関する情報を当社の定める方法で当社に提供するものとします。（以下「申込」といいます。）
2.当社は、契約者に本サービスを安全にご利用いただけるよう、ご提供いただいた情報をもとに必要な審査を行います。当社は、利用希望者が次の事項のいずれかに該当すると判断した場合、申込を承諾しない場合があります。その場合であっても、当社は利用希望者に対して申込を承諾しない理由を開示する義務を負わないものとします。
(1) 利用希望者が実在しない場合。
(2) 法人又は団体等である利用希望者について、その法人又は団体等のために申込を行う自然人に、その法人又は団体等を代表する正当な権限がない場合。
(3) 過去に本利用規約に違反したことがある場合。
(4) 未成年者であり、かつ親権者等の法定代理人の同意を得ていない場合。
(5) 利用希望者が既に契約者として申込されている場合。
(6) 申込手続においてご入力いただいた内容に虚偽又は誤りがある場合。
(7) 申込手続においてご入力いただいた電子メールアドレス宛に当社が送信した電子メールが届かなかった場合。
(8) 前各号の他、当社が別途定める基準に抵触する場合。
3.前項に定める審査の結果、当社が利用希望者による申込を承認した場合、当社はその旨を通知するものとします。当該通知により本利用規約に従って、本商品に関する利用契約（以下、「利用契約」といいます。）が成立するものとします。
4.当社は、本サービスの技術上又は運営上の理由により、利用申請を受け付けることが困難な場合は、当該事態が解消するまで利用申請の受付を中断することがあります。
5.契約者として本サービスを利用することのできる権利は、当該契約者に一身専属的に帰属します。契約者は、契約者としての地位及び権利義務を当社の事前承諾なく一部でも第三者に譲渡又は貸与等してはなりません。
6.利用希望者は、申込に際して、第2項各号に定める各事項に該当しないことを表明及び保証します。

第**3**条（転貸）
契約者は、当社が、第三者が所有する商品を契約者に対して転貸する場合があることを了承し、当社と当該第三者との間の商品に関する契約の終了に伴う、契約者と当社の間の当該商品に係る利用契約の終了について、当社の責に帰すべき事由による場合を除いては、当社が契約者に対し一切責任を負わないことを了承するものとします。

第**4**条（引渡し）
1.当社は、利用契約の成立後、当社が別途契約者に通知する時期（以下「引渡時期」といいます。）に、利用契約に係る本商品を、当該利用契約において合意された引渡場所において、契約者に対して引き渡すものとします。配送業者は当社が指定するものとします。
2.契約者が、正当な理由なく本商品の受領又は検品を拒絶し又はこれを遅滞したことにより、契約において不利益が生じたとしても、当社は、これについて一切の責任を負いません。また、これにより当社において保管費用、再配送等の費用が発生したときには、契約者においてその全額を負担するものとします。
3.前項による受領拒絶の場合には、契約者が受領可能であった日に、当社は契約者に対して、本商品を引き渡したものとみなします。
4.契約者は、契約者の責めに帰すべき事由により引渡時期から2週間経過しても本商品を受領できなかった場合、当社に対し、契約期間分の月額利用料相当額を一括して支払うものとします。

第**5**条（契約期間）
1.利用契約に基づく本商品の賃貸借は、本商品引渡日の属する月の翌月１日から第2条3項による当社から契約者への通知に明示された期間とします。
2.契約者は、利用契約について、その利用期間中に中途解約することはできません。ただし、契約者は、当社に対して、中途解約を希望する月以降の残りの利用契約の期間に関する月額利用料相当額を一括で支払った場合にはこの限りではありません。なお、当月に解約する場合には、当月25日までに通知の上で、一括での支払いを終えるものとします。

第**6**条（利用料金）
1.契約者は、当社に対して、本商品の利用料金として、本商品の引渡しの日を含む月の翌月以降返還日を含む月までの期間について、当月分の月額利用料（本契約において定められた月額利用料をいい、1ヶ月に満たない場合も日割計算はしないものとします。）を、別途定める方法により支払うものとします。
2.契約者は、本商品の利用期間中において、本商品を利用しない又は利用できない期間があったとしても、その理由を問わず、当社に対する利用料金の支払いを免れないものとします。ただし、当社に故意、または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第**7**条（本商品の取扱い）
1.契約者は、第5条に基づき本商品の引渡しを受けたときから、申込時に記載した住所地において、本商品を、善良な管理者の注意をもって、通常の用法に

従って利用できるものとします。
2.契約者は、本商品を利用するにあたって、当社から事前の承諾を得ることなく、以下のいずれかに該当する行為及び該当する可能性があると当社が判断する行為をしてはならないものとします。
(1) 本商品又は本契約に基づく本商品の賃借権・利用権の売却、贈与その他の譲渡
(2) 本商品を第三者（契約者の同居の親族を除きます。）に転貸しその他使用収益させる行為
(3) 本商品に質権その他の担保権を設定する行為
(4)本商品を滅失又は毀損し、又は本商品の改造、加工、模様替えその他の原状を変更する行為（当社以外の第三者による修理又は改造等を含みます。）。但し、通常の使用による損耗を除きます。
(5) 本商品を他の不動産又は動産に付着させる行為（容易に取り外せる場合を除きます。）
(6) 本商品を廃棄する行為
(7) 申込時に記載した住所地とは異なる場所に本商品を移動する行為
(8) 本商品を、取扱説明書の注意事項に反する目的のため又は方法により使用する行為
(9) 本商品を、本来の用法と著しく異なる用法で使用する行為
(10) 本商品を、当社の著作権、意匠権、商標権、特許権その他の権利を侵害する態様、当社の名誉又は信用を毀損する態様、その他社会通念上不適切な態様で使用する行為
3.第三者が本商品について権利を主張するとき、又は保全処分若しくは強制執行等により当社の所有権を侵害するおそれがあるときは、契約者は、当該第三者に対して、本商品が当社の所有であることを主張かつ証明するとともに、直ちにその事情を当社に通知するものとします。契約者の債権者が本商品に対して強制執行手続等をとった場合、当社は、執行の取消し等のために要する費用を契約者に請求することができるものとします。
4.契約者は、当社に対し、本商品に関して、必要費及び有益費の償還を請求することができないものとします。なお、当社は、本利用規約に別段の定めがある場合を除き、本商品の保守、点検、整備、修繕等について何ら責任を負わないものとします。
5.当社は契約者に対して、本商品に、当社又は第三者が所有権その他の権利を有する旨を明示する表示又は標識等（以下「本標識」という。）を貼り付けることを求めることができるものとし、契約者は、当社から求められたときは、本商品に本標識を貼り付け、当該本商品の利用期間中、本標識を維持するものとします。

第**8**条（通知）
1.契約者は、以下の各号のいずれかに該当したときは、当社所定の方法により、速やかにその旨を当社に通知するものとします。
(1) 氏名、名称又は商号を変更したとき
(2) 住所を移転したとき
(3) 契約者が法人である場合、その代表者を変更したとき
(4) 本商品について滅失、毀損その他の事故が発生したとき
(5) 本商品の使用・保管に起因して人的又は物的損害が生じたとき
(6) 詐欺、盗難その他の事由により本商品の占有を失ったとき
(7) 本商品につき第三者との間で特許権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権及びノウハウ等に係わる権利侵害等の紛争が生じた場合、又は第三者による当社に対する権利侵害等を発見した場合
2.契約者は、当社が求めたときは、本商品の使用や保管の状況について、当社に対して説明を行うものとします。

第**9**条（品質保証）
本商品について、第5条第1項に基づく本商品の引渡し前に生じた損傷、故障、不具合その他の初期不良（木材の節、木目の発生、表張材、塗膜等の外観部分の劣化や軽微な傷、木部の変質等は含みません。以下同じとします。）があった場合、契約者は、本商品の受領から1週間以内にこれを当社に通知するものとします。当社は、当該期間内に当該通知を受けたときは、その内容に従い、本商品を無償で修理し又は代替品の提供を行うものとします。当社の帰責性の有無にかかわらず、当社は、本商品を無償で修理し又は代替品の提供を行うことのほかには、一切の責任を負わないものとします。

第**10**条（引渡し以降の本商品の滅失・毀損等）
1.本商品の引渡し以降当該本商品の賃貸借期間の終了までの間に、本商品に偶然な事故（前条に定める初期不良は含みません。）による破損、損傷及び不具合（以下「損害」といいます。）が生じた場合、当社は、契約者の要請に応じて、当該本商品を無償で修理し、又は代替品と交換させていただきます。但し、①当該損害が以下の各号に該当する場合はこの限りではなく、また②当該損害が契約者の不注意その他の軽過失に起因又は関連する場合、契約者は当社に対して当該本商品の修理代金として、当該本商品の契約期間に係る月数に月額利用料を乗じて算出した金額の10%に相当する額、及び当該本商品や代替品の送料その他の本商品や代替品の引渡しに係る費用（契約者が当社に対して組立・設置サービスを依頼した場合、当該組立・設置サービスに係る費用を含みます。）を支払うものとします。
(1)第7条第2項各号に定める行為その他本利用規約に違反する行為により生じた損害
(2)直接であると間接であることを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって生じた損害
(3)直接であると間接であることを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国又は公共団体の公権力の行使によって生じた損害。但し、火災消防又は避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
(4)直接であると間接であることを問わず、本商品の自然の消耗若しくは劣化又は性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵若しくは自然発熱の損害その他類似の損害又はねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
(5)核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じとします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害又はこれらの特性による事故に随伴して生じた損害
(6)前号に規定した以外の放射線照射若しくは放射能汚染によって生じた損害又はこれらに随伴して生じた損害
(7)契約者（契約者の来客を含みます。）又はその同居の親族の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害
(8)本商品の平常の使用又は管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷又は汚損であって、本商品ごとに、その本商品が有する機能の喪失又は低下を伴わない損害
(9)本商品に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失又は技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災又は破裂・爆発が生じた場合を除きます。
(10)自己のものであると他人のものであることを問わず、機械・設備・ソフトウェア・ネットワーク等における日時認識エラーが原因でこれらのものに誤作動・故

障が発生した結果生じた損害
(11)詐欺又は横領によって生じた損害
(12)紛失又は置き忘れによって生じた損害
(13)地震若しくは噴火又はこれらによる津波によって生じた損害。この場合の損害には、これらの事由によって発生した柱書の事故が延焼又は拡大して生じた損害、及び発生原因がいかなる場合でも柱書の事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して生じた損害を含みます。
2.本商品の引渡し以降当該本商品の賃貸借期間の終了までの間に、本商品の一部が滅失又は毀損した場合であっても、当該本商品に係る利用契約は利用料金の金額を含めて従前どおり継続するものとし、当社は、前項に定める修理又は代替品との交換の対象となる場合を除き、何ら責任を負わないものとします。但し、本商品が滅失し、かつ前項に基づき当該本商品について代替品との交換が行われない場合、当該本商品に係る本契約は滅失の時をもって終了するものとします。
3.当社が保険会社から本商品に生じた損傷、故障、不具合等に関して保険金の支払いを受けた場合、その保険金は当社に帰属するものとします。

第**11**条（損害賠償等）
1.当社及び契約者は、本利用規約及びに規定する自らの表明及び保証若しくは義務に違反したことにより相手方に損害、損失及び費用（以下「損害等」といいます。）を与えたときは、当該損害等を補償するものとします。
2.本商品を当社に返還するまでの間に、本商品自体又はその設置、保管、使用によって、第三者に損害が生じたときは、契約者が当該第三者に対してその損害を賠償し、その他契約者の責任と負担でこれを解決するものとします。
3.第1項により当社が負う損害賠償額は、別段の定めがない場合、既に支払った本サービスの利用料の3か月分を上限とします（本サービスの利用期間が3か月に満たない場合は、3か月利用した場合に想定される利用料金の相当額を上限額とします。）。

第**12**条（不可抗力）
天変地異、戦争その他の不可抗力、運送又は保管中の事故、労働争議、法令等の制定・改廃、公権力による命令・処分、輸送業者の業務の遅滞契約者の都合その他当社の責に帰すことができない事由によって、本商品の契約者に対する引渡しその他の当社による本利用規約に定める義務の全部又は一部の履行が遅延し又は不能になったときも、本利用規約の定めに基づき契約者に対して本商品又はその代替品の提供を行うほかは、当社は一切の責任を負わないものとします。

第**13**条（権利の移転等）
1.当社は、この契約に基づく権利（利用料金の支払請求権を含みます。）に対して第三者の担保権を設定し、又はこれを譲渡することができるものとし、契約者はかかる行為について予め承諾するものとします。
2.当社は、本商品及び本利用規約に基づく当社の地位に対して、第三者の担保権を設定し、又はこれらを譲渡すること（本サービスの事業譲渡も当然に含まれます。）ができるものとし、契約者はかかる行為について予め承諾するものとします。

第**14**条（解除）
1.契約者が以下の各号のいずれかに該当したときは、当社は何らの通知又は催告を要せず、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
(1)正当な理由なく本商品の引渡しを拒み又は契約者の責めに帰すべき事由により当社が本商品を引渡すことができない場合
(2)支払停止の状態に陥った場合
(3)破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する国内法又は国外法上の倒産手続の開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをした場合
(4)解散の決議を行い又は解散命令を受けた場合（合併に伴って解散する場合を除く。）
(5)手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
(6)債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てた場合
(7)仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立て、又は租税公課の滞納処分を受けた場
合
(8)第2条第1項に定める申込時に契約者が虚偽の申告をした場合
(9)行方不明となり、当社から契約者に宛てた通知が到達しなくなった場合
(10)当社に対して支払うべき金員の支払いを一度でも怠った場合
(11)本利用規約に違反し、当社の催告にもかかわらず、10日以内に違反が解消されない場合
2.利用契約において定められた契約期間の満了日前に、前項に基づき当該利用契約が解除された場合、契約者は、当社に対して、第5条第2項の規定に準じて算定される中途解約手数料を支払うものとします。但し、当社に当該中途解約手数料に相当する金額を超える損害等が発生した場合、当該損害の賠償又は保証の請求を別に行うことを妨げないものとします。

第**15**条（契約終了時の取扱い）
1.契約者は、利用契約が終了した場合（理由の如何を問いません）、当社が指定する場所に、本商品を返還するものとします。ただし、その返還費用は契約者の負担とします。
2.当社は、契約者に対して、利用契約の終了時点（理由の如何を問いません）において、本商品の所有権を無償譲渡することができるものとします（以下「無償譲渡権の行使」といいます。）。当社が無償譲渡権を行使した場合、契約者は本商品の所有権を取得することについて予め同意するものとします。
3.前項の無償譲渡権の行使は、当社において権利行使の義務を課すものではありません。
4.本利用規約の定めに基づき中途解約手数料が生じる場合は、前各項にかかわらず、契約者は、当社に対し、当該手数料の支払い義務を負うものとします。

第**16**条（反社会的勢力）
1.契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明及び保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等，テロリスト等，日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者，その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」とい

う。）
(2) 暴力団員等に経営を支配され、又は経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
(3) 自己若しくは第三者の不正利益目的又は第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
(4) 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある
者
2.契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、その業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為
3.当社は、契約者が本条第1項又は第2項の規定に違反した場合には、何らの催告を要せずして、直ちに利用契約を解除することができるものとします。なお、本項に基づき契約を解除されたことにより契約者に損害等が生じた場合でも、本ユーザーは当社に対し、名目の如何を問わず何らの請求もできないものとします。

第**17**条（通知等の到達）
当社が契約者に対して、利用契約又はこれに関連する契約に関して、通知、催告、申入等を行うときは、申込時記載の住所に充てて書面を送付し、申込時記載の電子メールアドレスに電子メールを送信する方法によりこれを行うことができるものとします。これらの通知、催告、申入等は、契約者にやむを得ない事情がある場合を除き、いずれも通常到達すべき時に到達したものとみなされるものとします。契約者は、不着又は延着によって生じた損害、費用又は支出の賠償、補償を、当社に対して主張することはできません。

第**18**条（遅延損害金）
当社又は契約者が利用契約に定める利用料金その他の金銭債務の支払を遅延した場合には、その支払日の翌日から完済に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金を、相手方に対し支払うものとします。

第**19**条（消費税）
本利用規約に別段の定めがある場合を除き、契約者が当社に対し本利用規約に定める利用料金その他の金銭債務の支払いを行う場合において、消費税法その他の法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が課されるときは、契約者は当該支払いを行うに際して、これに対する消費税及び地方消費税相当額をあわせて支払うものとします。

第**20**条（プライバシーポリシー）
1.契約者は、当社が、個人情報保護法及び当社が別途定めるプライバシーポリシーに従って契約者の個人情報について収集、利用、開示及び移転その他の方法による処分をすることを了承するものとします。
2.本サービスを契約者が利用することを可能にするため、当社は、契約者情報及び利用情報を、当社が本サービスの提供のために都度利用する決済代行サービス提供業者、ファクタリング業者、リース業者、配送業者に提供することができるものとし、契約者はこれに同意します。

第**21**条（権利譲渡の禁止）
契約者は、本利用規約に別段の定めがある場合を除き、当社の事前の書面による承諾なく、本利用規約又はこれに関連する契約上の権利義務について、第三者に譲渡し、承継し又は担保設定その他の処分を行ってはならないものとします。

第**22**条（本利用規約の変更等）
1.当社は、当社のウェブサイトその他当社が定める方法により、本利用規約を公表します。
2.当社は以下の場合に、当社の裁量により、本利用規約を変更することができます。
①本利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
②本利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係わる事情に照らして合理的なものであるとき。
3.当社は前項による本利用規約の変更にあたり、変更後の本利用規約の効力発生日の1ヶ月前までに、本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容とその効力発生日を当社のウェブサイトに掲示、または契約者に電子メールの送信、SMSの送信をする方法により通知します。
4.変更後の本利用規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本利用規約の変更に同意したものとみなします。

第**23**条（本サービスの終了）
1.当社は、本サービスの全部又は一部を終了する場合、当社のウェブサイトに掲載又は電子メールその他の合理的な手段で契約者に周知又は通知するものとします。
2.当社は、前項の手続きを経て本サービスの全部又は一部を終了した場合、契約者に対し、本サービスの終了に起因して生じた損害、損失、その他費用について、責任を負わないものとします。

第**24**条（相殺の禁止）
契約者は、本利用規約に基づき当社に対して負担する債務を、当社が契約者に対して負担する債務をもって相殺することはできないものとします。

第**25**条（表明保証）
契約者は、以下の各号を表明し保証するものとします。
(1)本サービスの申込にあたり記載した、情報が完全かつ正確であること
(2)本サービスの利用にあたり、第三者のいかなる権利も侵害しないこと
(3)本サービスの利用にあたり、法令の違反若しくは不正な目的、意図をもっていないこと

(4)本サービスの利用にあたり、本利用規約に反しないこと

第**26**条（免責）

1.当社は、本サービスの内容（システム等の本サービスを提供するための環境を含みます。）及び本サービスによる契約者の目的達成について、その完全性、正確性、有用性及び適法性を保証しないものとします。
2.当社は、本サービスが、契約者の売上向上、経費削減、組織力強化、その他特定の目的への適合を保証しないものとします。
3.本サービスに関連して利用者と他の利用者又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、利用者が自己の責任によって解決するものとし、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

第**27**条（準拠法及び合意管轄）

本利用規約の準拠法は日本法とします。本利用規約並びにこれに関連する契約について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第**28**条（協議事項）

本利用規約又はこれに関連する契約の解釈又はこれらに定めのない事項について疑義が生じたときは、当事者間で誠意をもって協議の上、これを解決するものとします。

制定：2022年04月01日